吸収分割に係る事前開示書面

（会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前開示書類）

2026年10月27日

ギフティグループ株式会社

2026年10月27日

吸収分割に係る事前開示書面

東京都品川区東五反田2-10-2
ギフティグループ株式会社
代表取締役　　太田　睦

ギフティグループ株式会社（以下「当社」といいます。）は、2026年8月14日付で株式会社ギフティ（以下「吸収分割会社」といいます。）との間で吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結し、2026年12月1日を効力発生日として、吸収分割会社が営む子会社株式その他の関係会社株式の保有及び管理並びにこれらに付随関連する事業に関して有する権利義務を当社が承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたします。

本吸収分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。なお、本吸収分割は、当社において会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割に該当し、吸収分割会社において会社法第784条第1項に定める略式吸収分割に該当します。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1「吸収分割契約書（写）」のとおりです。

2. 分割対価の定めがないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

当社が吸収分割会社の発行済株式の全てを保有する完全親会社であることに鑑み、本吸収分割に際して、当社は吸収分割会社に対し、株式、金銭その他の対価を交付しません。本吸収分割は、完全親子会社間のグループ内再編であり、対価を交付しないことによって両社の株主間に経済的価値の移転は生じないことから、当該取扱いは相当であると判断しております。

3. 会社法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第192条第2号）

本吸収分割契約に会社法第758条第8号イ又はロに掲げる事項の定めはないため、該当事項はありません。

4. 吸収分割に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第3号）

吸収分割会社には、現に存する新株予約権及び新株予約権付社債はありません。そのため本吸収分割契約に会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項の定めはなく、該当事項はありません。

5. 吸収分割会社（株式会社ギフティ）に関する事項（会社法施行規則第192条第4号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割会社の2025年12月期に係る計算書類、事業報告、監査報告及び会計監査報告は、別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

吸収分割会社は、2026年7月1日付の単独株式移転により設立された当社の完全子

会社となり、持株会社体制へ移行しました。また、吸収分割会社は、2026年8月14日付で当社との間で本吸収分割契約を締結しました。

また、吸収分割会社は、2026年8月31日付で、同社が保有する株式会社DIRIGIOの株式及び転換社債型新株予約権付社債を当社に譲渡しました。

また、2026年10月25日、吸収分割会社が運用する一部システムへの第三者による不正アクセスに伴い、eギフトの不正発行が判明しました。本件に伴い、吸収分割会社は約550百万円の特別損失を計上する見込みです。

上記のほか、吸収分割会社の2025年12月期末後、会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

6. 吸収分割承継会社（当社）に関する事項（会社法施行規則第192条第6号）

(1) 当社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2026年7月1日付の単独株式移転により設立されました。当社は、2026年8月14日付で吸収分割会社との間で本吸収分割契約を締結しました。

また、当社は、2026年8月31日付で、株式会社DIRIGIOが実施する第三者割当増資の引受け、株式会社DIRIGIOの既存株主からの株式取得並びに吸収分割会社が保有する株式会社DIRIGIOの株式及び転換社債型新株予約権付社債の取得により、株式会社DIRIGIOを連結子会社としました。さらに、2026年8月14日付で株式会社DIRIGIOとの間で締結した株式交換契約に基づき、2026年9月30日付で、当社を株式交換完全親会社、株式会社DIRIGIOを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。

加えて、当社は、2026年8月14日開催の取締役会において、取得する株式の総数の上限を1,110,000株（発行済株式総数（自己株式を除きます。）に対する比率3.7%）、取得価額の総額の上限を10億円、取得期間を2026年8月17日から2026年11月13日までとして、東京証券取引所における市場買付けにより自己株式を取得することを決議しました。当社は、当該決議に基づき、2026年10月1日までに、自己株式762,900株を総額999,991,100円で取得し、同日をもって当該決議に基づく自己株式の取得を終了しました。

上記のほか、当社の成立の日後、会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

(2) 当社の成立の日における貸借対照表の内容

当社は、2026年7月1日付の単独株式移転により設立されており、確定した最終事業年度はありません。そのため、当社の成立の日（2026年7月1日）における貸借対照表を別紙3として添付します。

7. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務（会社法第799条第1項の規定により吸収分割について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

本吸収分割により当社が承継する資産及び負債の額は、2026年6月30日現在でそれぞれ18,707百万円及び8,386百万円であり、承継資産の額が承継負債の額を上回っており、本吸収分割の効力発生日以後において、当社の資産の額は負債の額を上回る見込みです。そして、本吸収分割の効力発生日以後において、当社が負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。したがって、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みに問題はないものと判断しております。

以 上

（別紙1）

吸収分割契約書

株式会社ギフティ（以下、「甲」という。）及びギフティグループ株式会社（以下、「乙」という。）は、2026年8月14日付で、以下のとおり吸収分割契約書（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

甲は、本契約の定めるところに従い、効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）をもって、甲が営む子会社株式その他の関係会社株式の保有及び管理並びにこれらに付随関連する事業（以下、「本事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下、「本吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

（商号）株式会社ギフティ

（住所）東京都品川区東五反田２－10－2

(2) 乙：吸収分割承継会社

（商号）ギフティグループ株式会社

（住所）東京都品川区東五反田２－10－2

第3条（権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下、「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾等を要するものについては、効力発生日までに当該許認可、承諾等が得られることを条件として承継する。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、承継対象権利義務に代わる対価として、株式その他の金銭等の交付を行わないものとする。

第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

第 6 条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2026 年 12 月 1 日とする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第 7 条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第 8 条（競業避止）

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第 21 条に基づく競業避止義務を負わないものとする。

第 9 条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（本吸収分割の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第 9 条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第 11 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2026年8月14日

甲：　東京都品川区東五反田２－10－2
株式会社ギフティ
代表取締役　篠塚　大樹

乙：　東京都品川区東五反田２－10－2
ギフティグループ株式会社
代表取締役　太田　睦

（別紙）

承継対象権利義務明細

効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務（但し、法令により本吸収分割による承継が禁止又は制限されるものを除く。）とする。

なお、乙が甲から承継する権利義務のうち資産及び債務は、2026 年 6 月 30 日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

１．資産

（１）流動資産

本事業に属する現金及び預金、短期貸付金、立替金その他これらに準ずる流動資産

（２）固定資産

本事業に属する投資有価証券、子会社株式、関係会社株式その他これらに準ずる投資その他の資産

２．債務

（１）流動負債

本事業に属する短期借入金、一年以内返済予定長期借入金その他これらに準ずる流動負債

（２）固定負債

本事業に属する長期借入金その他これに準ずる固定負債

３．その他の権利義務

本事業に関して締結された契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務その他本事業に付随又は関連する一切の権利義務。ただし、雇用契約並びに効力発生日までに本吸収分割の趣旨に従い甲及び乙が別途協議の上作成する承継対象権利義務個別明細に承継対象として記載されない権利義務その他甲及び乙が協議の上承継対象外とすることを書面により合意した権利義務を除く。

(別紙2)

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**23,721**	**流動負債**	**19,181**
現金及び預金	11,581	買掛金	4,461
売掛金及び契約資産	6,767	短期借入金	6,500
棚卸資産	21	１年内返済予定の長期借入金	3,500
前渡金	4,045	未払金	665
関係会社短期貸付金	1,112	未払費用	246
その他	638	未払法人税等	615
貸倒引当金	△445	契約負債	241
固定資産	**11,365**	預り金	2,948
有形固定資産	**332**	その他	1
建物	303	**固定負債**	**5,822**
工具、器具及び備品	28	長期借入金	5,696
無形固定資産	**578**	資産除去債務	125
ソフトウエア	411	**負債合計**	**25,004**
ソフトウエア仮勘定	156	**(純資産の部)**	
その他	11	**株主資本**	**9,584**
投資その他の資産	**10,454**	資本金	3,286
投資有価証券	3,369	資本剰余金	3,273
関係会社株式	5,920	資本準備金	3,273
関係会社社債	601	利益剰余金	3,025
その他の関係会社有価証券	150	その他利益剰余金	3,025
敷金及び保証金	218	特定株式積立金	280
繰延税金資産	194	繰越利益剰余金	2,745
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	**106**
		その他有価証券評価差額金	106
		新株予約権	**391**
		純資産合計	**10,082**
資産合計	**35,087**	**負債・純資産合計**	**35,087**

損　益　計　算　書

（2025年１月１日から
2025年12月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		**9,807**
売上原価		**1,819**
売上総利益		**7,987**
販売費及び一般管理費		**4,937**
営業利益		**3,050**
営業外収益		
受取利息	44	
為替差益	12	
その他	5	61
営業外費用		
支払利息	187	
投資事業組合運用損	31	
貸倒引当金繰入額	213	432
経常利益		**2,679**
特別利益		
新株予約権戻入益	51	51
特別損失		
投資有価証券評価損	364	
関係会社株式評価損	1	365
税引前当期純利益		**2,364**
法人税、住民税及び事業税	919	
法人税等調整額	△35	883
当期純利益		**1,481**

株主資本等変動計算書

（2025年１月１日から
2025年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				特定株式積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,248	3,235	3,235	484	1,356	1,840
当期変動額						
新株の発行	37	37	37			
剰余金の配当					△296	△296
当期純利益					1,481	1,481
特定株式積立金の取崩				△204	204	－
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	37	37	37	△204	1,389	1,184
当期末残高	3,286	3,273	3,273	280	2,745	3,025

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△0	8,324	113	385	8,823
当期変動額					
新株の発行		75			75
剰余金の配当		△296			△296
当期純利益		1,481			1,481
特定株式積立金の取崩		－			－
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△7	6	△0
当期変動額合計	△0	1,260	△7	6	1,259
当期末残高	△0	9,584	106	391	10,082

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）

市 場 価 格 の な い 株 式 等：主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分を純額で取り込む方法によっております。

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

商　品：移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品：個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

建物は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建　　物：８～15年

工具、器具及び備品：６～15年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアにつきましては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

貸倒引当金：一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業であるeギフトプラットフォーム事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

eギフトプラットフォーム事業

主にeギフトの生成・流通・販売・決済・実績管理を一気通貫で行っています。顧客の商品・サービスと交換できるeギフトを第三者へ発券し、ユーザーが利用できる状態に手配、管理するサービスであることから、eギフトを第三者へ発券しユーザーが利用できる状態に手配した時点、発券したeギフトをユーザーが利用した時点、又は発券したeギフトが有効期限切れによって管理が終了した時点で収益を認識しております。

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

会計方針の変更については、連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

会計上の見積りに関する注記

１．投資有価証券（非上場株式）の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式）	2,160百万円
投資有価証券評価損	364百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）１．投資有価証券（非上場株式）の評価」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

１．資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産	
有形固定資産	99 百万円
建物	59 〃
工具、器具及び備品	40 〃

２．関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）

関係会社に対する短期金銭債権	22 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	7 〃

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引	42 百万円
営業取引以外の取引による取引高	24 〃

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式	263株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	2百万円
一括償却資産	0 〃
資産除去債務	39 〃
未払事業税	40 〃
未払賞与	104 〃
貸倒引当金	140 〃
関係会社株式評価損	698 〃
投資有価証券評価損	350 〃
その他	95 〃
繰延税金資産小計	1,472百万円
評価性引当額	△1,197 〃
繰延税金資産合計	274百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△33百万円
その他有価証券評価差額金	△46 〃
繰延税金負債合計	△80百万円
繰延税金資産純額	194百万円

関連当事者との取引に関する注記

（1）子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD.	所有 直接100	資金の貸付	資金の貸付	―	短期貸付金（注1）	266
子会社	paintory株式会社	所有 直接100	資金の貸付	資金の貸付（注2）	75	短期貸付金	374

（注1）当該貸付金に係る期末貸倒引当金残高は228百万円であります。当事業年度における貸倒引当金繰入額は154百万円であります。

（注2）資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

（2）役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	鈴木　達哉	(被所有) 直接4.49	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資（注）	13	―	―
役員	藤田　良和	(被所有) 直接1.63	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資（注）	12	―	―

（注）譲渡制限付株式報酬に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

収益認識に関する注記

収益認識については、連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産	325円46銭
１株当たり当期純利益	49円87銭

重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象については、連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

事　業　報　告

（2025年１月１日から
2025年12月31日まで）

1. 当社グループの現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当社グループは、スマートフォン等のオンライン上で送付・使用することができるeギフトの生成・流通・販売を行っております。個人・法人・自治体等の間におけるオンラインでのコミュニケーション機会は年々増加の傾向にあり、オンラインコミュニケーションのツールとしてのeギフトの需要が拡大しております。

このような環境の中、当社グループは「eギフトを軸として、人、企業、街の間に、さまざまな縁を育むサービスを提供する」というビジョンの下、個人向けの『giftee』サービス、法人向けの『giftee for Business』サービス、eギフトの生成システムを提供する『eGift System』サービス、および主に自治体向けに地域通貨等の電子化のソリューションを提供する『地域通貨』サービスの４つのサービスを展開してまいりました。

『giftee』サービスでは、個人の需要の着実な獲得により、会員数は253万人（前期比21万人増）となりました。

『giftee for Business』サービスでは、eギフトをマーケティング等に利用する法人、加えて補助金や支援金の配付手段として活用する自治体による利用が増加したことにより、利用企業・自治体（DP）数は2,276社（前期比248社増）、実施案件数18,772件（前期比2,445件増）と前期に引き続き過去最高値を更新いたしました。

『eGift System』サービスでは、飲食・小売業界に加え、幅広いジャンルの法人での導入が進み、利用企業（CP）数は302社（前期比35社増）となりました。

『地域通貨』サービス売上は、前年同期に実施されたプレミアム商品券の電子化等のスポット案件や、開発を伴う導入案件が今期は限定的であったことから、前年同期比で減少しました。一方で、旅先納税の導入自治体数の増加に伴い、定常案件は着実に積み上がっています。

（注）本記載のDP数及びCP数は、いずれも当社単体ベースの数値です。

また、2025年12月期第３四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2024年12月期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

この結果、当連結会計年度における売上高は14,149百万円（前年同期比48.1％増）、売上総利益は10,425百万円（前年同期比45.1％増）、営業利益は2,603百万円（前年同期比49.3％増）、経常利益は2,208百万円（前年同期比39.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は935百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失510百万円）となりました。

当社グループは「eギフトプラットフォーム事業」のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の額は総額429百万円で、主なものは自社利用のソフトウエア開発であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループの当連結会計年度中の資金調達につきましては、「１．当社グループの現況に関する事項(10)主要な借入先及び借入金残高」に記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「eギフトを軸として、人、企業、街の間に、さまざまな縁を育むサービスを提供する」というビジョンのもと、「キモチの循環を促進することで、よりよい関係でつながった社会をつくる」ことをミッションに事業を推進しています。

今後も急速な成長を続けるeギフト市場の中で、eギフトプラットフォーマーとして市場を牽引する取り組みを推進してまいります。

そうした中、当社グループが対処すべき課題として、以下を重要視してまいります。

① 事業パートナーとの提携の強化について

当社グループは、eギフトの発行企業や流通企業を事業パートナーとして位置付けております。今後も、既存の事業パートナーとの提携強化及び新たな事業パートナーの拡大によって、双方にメリットのある取り組みを進め、eギフトを活用する個人及び事業者の様々なニーズに対応してまいります。

② 多彩な収益機会の確保及び拡大について

当社グループは、『giftee』サービスから始まり、『eGift System』サービス、『giftee for Business』サービス、『地域通貨』サービス等のサービスを展開し、多彩な収益機会の確保及び拡大に努めてまいりました。今後も、各既存サービスの強化に加え、効果的なマーケティングを行うための新たなシステムの開発や新たな利用用途の提案に取り組む等、新規収益機会の創出を図り、収益ポートフォリオの最適化を目指してまいります。

③ 継続的な事業（サービス）創出について

当社グループは、拡大する国内eギフト市場において、様々な顧客のニーズを捉え、継続的な成長を実現するためには、既存事業の成長を図るだけではなく、様々な新規事業に取り組み続けることが重要であると考え、新規サービスを展開してまいりました。引き続き、新事業（サービス）を創出することで、顧客の様々なニーズへの対応力を向上させ、既存事業及び新規事業の成長を図ってまいります。

④ 当社グループの一気通貫のビジネスモデルの継続について

当社グループは、eギフトの「生成・流通・販売・決済・実績管理」まで、一気通貫で行える『eGift System』をSaaSサービスとして提供しており、様々な顧客のニーズに対応することが可能であると考えております。当社グループの強みである一気通貫のビジネスモデルを維持していくためにも、システムの安定性は不可欠であり、顧客及びトラフィック等を考慮したインフラ環境のさらなる整備により、今後も引き続きシステムの安定性の確保及び効率化に取り組んでまいります。

⑤ 人材の確保・育成について

優秀な人材を数多く確保・育成することは当社グループの事業を展開するうえで重要であると認識しております。特に、サービスの利便性及び機能の向上に貢献する優秀なエンジニアや、収益基盤を強化するサービスの販売を担う営業担当者を、継続的に採用することが課題であると認識しております。

当社グループは、最適な人材の確保・育成のため、知名度の向上、教育・研修の拡充、採用活動の柔軟化に努めてまいります。

⑥　内部管理体制の強化について

当社グループは、成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

⑦　情報管理体制の強化について

当社グループは、システム開発やシステム運用、又はサービス提供の遂行過程において、機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、情報システム管理規程等に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備などを継続して行ってまいります。

⑧　サステナビリティへの取り組みについて

当社グループは、サステナビリティの取り組みとして、ステークホルダーにとって重要であると同時に、当社グループにとって経営インパクトの大きい課題として、下記のマテリアリティ（重要課題）を特定しています。

サービス・ソリューションを 通じた社会課題の解決		・コミュニケーションの活性化 ・想い・絆・縁を育む ・デジタル化による様々な負担の軽減
持続的成長を 支える基盤	環境	・気候変動への対応 ・資源の有効活用
	社会	・ダイバーシティ＆インクルージョン ・人権の尊重と働きがいのある職場環境 ・データセキュリティ ・お客様のプライバシー
	ガバナンス	・コーポレートガバナンス ・コンプライアンス ・公正な事業慣行

当社グループは、これらマテリアリティへの取り組みを推進することで、社会課題の解決に貢献してまいります。

なお、当社のサステナビリティに関する主な取り組みについては、下記の当社ホームページにて開示しております。

https://giftee.co.jp/ir/sustainability

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	2022年度 第13期	2023年度 第14期	2024年度 第15期	2025年度 (当連結会計年度) 第16期
売上高 (百万円)	4,723	7,226	9,554	14,149
経常利益 (百万円)	352	1,239	1,579	2,208
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	10	129	△510	935
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	0.38	4.43	△17.33	31.51
総資産 (百万円)	19,769	22,164	41,687	44,706
純資産 (百万円)	8,094	8,305	8,354	9,272
1株当たり純資産 (円)	267.60	271.20	257.61	284.49

(注) 2025年12月期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2024年12月期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	2022年度 第13期	2023年度 第14期	2024年度 第15期	2025年度 第16期
売上高 (百万円)	3,779	5,855	7,582	9,807
経常利益 (百万円)	590	1,782	2,326	2,679
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	45	627	△516	1,481
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	1.56	21.46	△17.53	49.87
総資産 (百万円)	19,014	21,835	33,908	35,087
純資産 (百万円)	8,461	9,168	8,823	10,082
1株当たり純資産 (円)	280.35	300.55	284.73	325.46

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
ソウ・エクスペリエンス株式会社	68百万円	100　%	eギフトプラットフォーム事業
GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD.	9,568千リンギット	100　%	eギフトプラットフォーム事業
YouGotaGift.com Ltd.	1,093ディルハム	90.77　%	eギフトプラットフォーム事業

(7) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

事　　業	主　要　サ　ー　ビ　ス
eギフトプラットフォーム事業	・個人向けeGiftサービス「giftee」の提供
	・法人向けeGiftサービス「giftee for Business」の提供
	・eGift Systemの提供
	・地域通貨サービス等の提供

(8) 主要な営業所及び工場（2025年12月31日現在）

(当社)

名　　称	所　在　地
本　　社	東京都品川区
関西支局	京都府京都市中京区

(子会社)

名　　称	所　在　地
ソウ・エクスペリエンス株式会社	東京都渋谷区
GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア　クアラルンプール
YouGotaGift.com Ltd.	アラブ首長国連邦 ドバイ首長国

(9) 従業員の状況（2025年12月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
685 名	100 名増

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者を含んでおりません。

（10）主要な借入先及び借入金残高

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社みずほ銀行	6,452
株式会社三菱UFJ銀行	3,750
株式会社横浜銀行	2,000
三井住友信託銀行株式会社	1,000
株式会社りそな銀行	1,000
日本生命保険相互会社	1,000
株式会社きらぼし銀行	575

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式の総数　　80,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　29,777,502株
（自己株式　263株を含む）

(3) 株主数　　11,854名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
太田　睦	5,168,400 株	17.35 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,663,700	8.94
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,974,800	6.63
梅田　裕真	1,710,000	5.74
柳瀬　文孝	1,364,000	4.58
鈴木　達哉	1,338,400	4.49
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,112,899	3.73
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,035,160	3.47
株式会社ジェーシービー	950,000	3.19
楽天証券株式会社共有口	513,800	1.72

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、社外取締役を除く取締役に対して、その職務執行の対価として譲渡制限株式を付与しております。その方針については、事業報告「3. (4) ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」をご参照ください。

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	29,800 株	4 名

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
太　田　　睦	代表取締役CEO	GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD. Representative Director Giftee Mekong Company Ltd. Chairman PT giftee International Indonesia. President Director ソウ・エクスペリエンス株式会社 取締役 YouGotaGift.com Ltd. Director
鈴　木　達　哉	代表取締役COO	―
柳　瀬　文　孝	取締役CTO	GIFTEE TECH VIETNAM COMPANY LIMITED Director
藤　田　良　和	取締役CFO	株式会社paintory　取締役 Brewtope株式会社　取締役
妹　尾　堅一郎	取締役	特定非営利活動法人産学連携推進機構 理事長 東京大学 大学院工学研究科（TMI）　非常勤講師 エリアワークス株式会社 取締役 東京大学　情報学環・学際情報学府　非常勤講師
中　島　　真	取締役	株式会社CAMPFIRE　代表取締役 three treasures株式会社　取締役 株式会社Inspire High　社外取締役
伊　能　美和子	取締役	株式会社タカラトミー　社外取締役 株式会社学研ホールディングス　社外取締役 株式会社Yokogushist　代表取締役 ビーウィズ株式会社　社外取締役 株式会社久世　社外取締役

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
工　木　大　造	監査役	―
秋　元　芳　央	監査役	Oneプライベート投資法人 監督役員 フォースタートアップス株式会社　社外取締役（監査等委員） 英和法律事務所　パートナー 株式会社ミラティブ　社外監査役 メディフォン株式会社　社外監査役 フェラガモ・ジャパン株式会社 社外監査役
植　野　和　宏	監査役	植野和宏公認会計士事務所　所長 株式会社RSTANDARD シニアマネージャー 植野和宏税理士事務所　所長 株式会社Leagress 代表取締役 ファーストコーポレーション株式会社　監査等委員取締役 KIYOラーニング株式会社　社外取締役 株式会社ウイルプラスホールディングス　監査等委員取締役

（注）1. 妹尾堅一郎氏、中島真氏、伊能美和子氏は社外取締役であります。
2. 監査役工木大造氏、秋元芳央氏、植野和宏氏は、社外監査役であります。
3. 監査役植野和宏氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役妹尾堅一郎氏、中島真氏、伊能美和子氏、監査役工木大造氏、秋元芳央氏及び植野和宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしております。

なお、当該保険契約には、被保険者の職務執行の適正性が損なわれることがないようにするため、法令違反を認識しながら行った行為等一定の免責事由があります。

また、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、報酬に関する取締役会の任意の諮問機関として、報酬委員会を設置しております。個人別の報酬額等の具体的内容については、報酬構成・水準・総額上限等について報酬委員会において審議し、その答申を踏まえて、取締役会の決議によって決定することとしております。

報酬委員会の構成員は以下のとおりです。

委員長： 妹尾 堅一郎（社外取締役）
委員： 中島 真（社外取締役）、伊能 美和子（社外取締役）

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 決定方針の内容の概要

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針といいます。）について、2021年2月22日開催の取締役会において審議・決定しております。

当社の取締役の報酬は、当社と規模や業種・業態の類似する企業を対象に、報酬制度や報酬水準について、当社の現行制度や報酬水準と比較検討したうえ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適切な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、月例の固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬（金銭報酬）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成しております。

基本報酬は、取締役（社外取締役を除く。）に対し、各取締役の職責及び役割を踏まえ、競争力のある報酬水準をベースとして設定するとともに、前事業年度における業績及び各取締役の評価を総合的に勘案して決定しております。

業績連動報酬は、取締役（社外取締役を除く。）に対し支給するものとし、当社グループの収益力を示す指標として、当事業年度の単年度業績目標として設定した連結EBITDAを業績指標としております。当該指標は、営業活動の成果を適切に反映し、持続的な企業価値向上に向けた経営努力を促す観点から選定

しております。
　業績連動報酬の額は、あらかじめ設定した連結EBITDAの目標値の達成状況に応じて支給の有無及び支給額を決定する設計としております。なお、当事業年度における連結EBITDAは3,740百万円であり、当該目標の達成状況を踏まえて業績連動報酬を決定しております。
　株式報酬（譲渡制限付株式報酬）は、取締役（社外取締役を除く。）に対し、株主との価値共有及び取締役の株価への意識付けによる中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして、毎年一定の時期に、株主総会において承認を得た株式報酬上限額の範囲内で付与しております。付与株式数は、各取締役の役位及び個別の評価等を総合的に勘案し、あらかじめ定めた基準に基づき決定しております。当該株式には譲渡制限期間を付しており、当該期間中は譲渡、担保設定その他の処分をすることができません。また、一定の事由が生じた場合には、当社が当該株式の全部又は一部を無償取得することがあります。なお、株式に関する事項の詳細については、「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりであります。
　なお、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。
　また、当社は、取締役（社外取締役を除く。）に対し、有償ストック・オプションを発行しております。本ストック・オプションは、各取締役が自己の投資判断に基づき引き受けるものであり、会社法上の報酬には該当しません。しかしながら、中長期的な当社の業績向上及び企業価値の向上を促すインセンティブとしての意義を有すると考えております。

②　取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
　取締役の金銭報酬の額は、2023年３月28日開催の第13回定時株主総会において年額１億５千万円以内（内、社外取締役は年額2千4百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。
　また、金銭報酬とは別枠で当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入することを同株主総会で決議されており、譲渡制限付株式報酬については、年額２億円以内及び当社普通株式の総数は年50,000株以内と決議されております。
　当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は７名（うち、社外取締役は３名）です。

③　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④　監査役報酬について

監査役につきましては、独立性確保の観点から、固定報酬のみとしており、報酬等の額については、株主総会で決議した限度額の範囲内で、それぞれの職務と貢献度に応じて、社会情勢や市場水準、他社との比較等を考慮のうえ、監査役の協議で決定しております。

監査役の金銭報酬の額は、2023年３月28日開催の第13回定時株主総会において年額１千５百万円以内と決議されております。

当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

⑤　取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	154 (18)	103 (18)	14 (ー)	36 (ー)	7 (3)
社外監査役	8	8	ー	ー	3

(注)　当社では上記報酬の枠組み以外に、取締役に対して公正価格にて払込がなされる有償ストック・オプションを発行しており、これに係る費用を当事業年度に計上しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

当社と社外役員の兼職先との間には重要な取引はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

当社社外役員と主要取引先等特定関係事業者の間に重要な関係性はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

社外取締役　妹尾堅一郎

当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、学識経験者としての専門的知見に基づき、経営戦略の妥当性、リスク認識の適切性およびガバナンス体制の整合性等について本質的観点から発言・提言を行うなど、取締役会の審議の質の向上および意思決定の合理性確保に貢献しております。

また、指名・報酬委員会の委員長として、独立した客観的立場から、役員候補者の選定基準の明確化および報酬決定プロセスの透明性・公正性の確保を主導し、コーポレートガバナンスの強化に寄与しております。

社外取締役　中島真

当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、事業経営における豊富な経験と高い見識を踏まえ、成長戦略や事業推進上の課題、リスク管理等について具体的かつ建設的な提言を行うなど、取締役会における議論の充実および意思決定の適正確保に貢献しております。

また、指名・報酬委員会の委員として、独立した客観的立場から、役員候補者の指名および役員報酬の決定プロセスの妥当性・透明性の確保に向けた監督機能を適切に果たしております。

社外取締役　伊能美和子

当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、企業経営およびマーケティング分野における豊富な経験を踏まえ、顧客視点および多様性の観点から積極的に意見・提言を行うなど、取締役会の議論の充実および意思決定の適正確保に貢献しております。

また、指名・報酬委員会の委員として、独立した客観的立場から、役員候補者の選定および役員報酬決定の妥当性・透明性の確保に向けた監督機能を適切に果たしております。

社外監査役　工木大造

当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、IT業界における豊富な知見、上場企業での経営経験および管理部門担当役員としての経験を踏まえ、経営判断の妥当性および内部統制の整備・運用状況の観点から適宜必要な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適正確保に努めております。

また、監査役会13回のすべてに出席するとともに、常勤監査役として重要会議への出席や業務執行状況の継続的な確認を通じて監査の実効性向上を図り、監査役会における審議の充実に貢献しております。

社外監査役　秋元芳央

当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、法律の専門家としての知識および実務経験に基づき、重要な経営判断や契約・取引に関する法令適合性およびリスクの観点から適切な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しております。

また、監査役会13回のすべてに出席し、企業法務の専門的見地から内部統制およびコンプライアンス体制の整備・運用状況について確認を行うなど、監査機能の実効性向上に努めております。

社外監査役　植野和宏

当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、公認会計士および税理士としての専門的知識と実務経験に基づき、重要な会計上の判断や財務報告の妥当性、税務リスク等の観点から適切な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適正確保に寄与しております。

また、監査役会13回のすべてに出席し、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の確認を含め、専門的見地から審議の充実に貢献しております。

④　社外役員が当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬の額

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

２０２６年2月２５日

株式会社ギフティ
　取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　本　秀　仁

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　長　谷　川　宗

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ギフティの２０２５年１月１日から２０２５年１２月３１日までの第１６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1） 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2） 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会、経営会議、その他重要な会議にオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2． 監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3） 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

株式会社ギフティ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 工 木 大 造 ㊞

監査役（社外監査役） 秋 元 芳 央 ㊞

監査役（社外監査役） 植 野 和 宏 ㊞

以上

（別紙3）

ギフティグループ株式会社の成立の日における貸借対照表
（2026年7月1日現在）

貸　借　対　照　表

2026 年 7 月 1 日現在

ギフティグループ株式会社　　（単位：百万円）

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
【固定資産】	10,705	株主資本	10,299
投資その他の資産	10,705	資本金	20
子会社株式	10,705	資本剰余金	10,279
		資本準備金	5
		その他資本剰余金	10,274
		新株予約権	406
資産の部合計	10,705	純資産の部合計	10,705